

山梨労働局監督課からのお知らせ

労働契約法が改正されました ～各種会合等へ講師を派遣します！～

労働契約法は、労働契約に関する基本的なルールを規定した法律です。

今般「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布され、有期労働契約について、労働契約法に3つのルールが規定されました。

3つのルール

I.無期労働契約への転換 **II.「雇止め法理」の法定化** **III.不合理な労働条件の禁止**

施行期日

II：平成24年8月10日（公布日） **IとIII：平成25年4月1日**

山梨労働局におきましては、関係労使に対し、改正された労働契約法の周知を図るため、講師として職員の派遣を行っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】
山梨労働局労働基準部監督課
TEL 055-225-2853